

半田市及び常滑市（以下「両市」という。）は、両市が取り交わした「半田市と常滑市の病院経営統合に関する基本協定書」に定めのない事項について、実施協定書を取り交わすこととする。

（目的）

第1条 半田市立半田病院と常滑市民病院（以下「両病院」という。）の経営統合に関し、必要な事項を定める。

（設立条件）

第2条 基本協定書第4条第1項の法人の設立に必要な財産的基礎とは、次の各号全てを満たしていることをいう。

- （1）債務超過（総資産<総負債）がないこと。
- （2）不良債務（流動資産<流動負債）がないこと。
- （3）資金不足（現預金残高<一時借入金）がないこと。

2 両病院は統合までの財産的基礎などの状況を把握するため、必要に応じて、経営シミュレーションを行うものとする。

（両病院の統合に関する費用負担）

第3条 基本協定書第4条第3項に基づき設置する統合準備室に係る費用負担は、次のとおりとする。

- （1）統合準備室に係る需用費、経営統合を推進する委託に係る費用は両病院で均等に負担する。
- （2）統合準備室に係る人件費は、派遣した市の負担とする。

（両市の費用負担）

第4条 両市は法人に対し、次のとおり措置することとする。

- （1）それぞれの病院に係る土地等の取得・交換などについては、それぞれの市が責任をもって行う。
- （2）現半田病院に係る解体関係費（土壌改良費等を含む。）は法人負担とし、現病院用地は更地とした後、半田市に有償で譲渡する。
- （3）旧常滑市民病院に係る解体関係費（土壌改良費等を含む。）は常滑市負担とし、旧病院用地は、常滑市に返還する。
- （4）半田病院建設に伴う周辺道路、上下水道など、敷地外のインフラ整備については、統合前に半田市または半田病院で実施し、法人には負担させない。

（両病院の協力に関する費用負担）

第5条 両病院の経営統合を円滑に実現するため、両市及び両病院は、統合の準備段階においても、人事交流、業務委託、備品購入、情報共有化など、最大限の協力関係を築くものとする。なお、協力に関する費用負担は次のとおりとする。

- （1）人事交流における職員派遣費用は、人件費相当分を受け入れ病院が負担し、医師等が稼働して得られた診療報酬分等の収入はお互い求めないものとする。
- （2）経営統合するまでの間は、各市が責任を持って各病院の経営を支えるため、診療統合の準備及び改良によって、各病院の経営が一時的に悪化したとしても、両市または両病院はその補償をお互い求めない。

（その他）

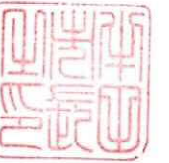
第6条 この実施協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、両市が協議して決定する。

この実施協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月16日

半田市長

榑原 純夫



常滑市長

伊藤 辰夫

